

郡山市都市公園 公園内行為 使用料の減免申請に関する運用基準

平成28年4月1日

多様化するイベント等の行為申請に対応するため、下記のとおり運用基準を定める。

郡山市都市公園使用料減免の運用基準

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 市が主催又は共催するもの | 100% |
| (2) 市が後援する事業のうち市民等が当日自由に参加できるもの | 100% |
| (3) 市が後援する事業のうち市民等が当日自由に参加できないもの | 50% |
| (4) その他市長が特に必要と認めた場合 | 減額又は免除 |